

2020年4月15日

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長 森喜朗殿

日本オリンピック委員会会長 山下泰裕殿

東京都知事 小池百合子殿

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい

東京都新宿区山吹町 362 番地みどりビル 2F

理事長 大西連

Tel: 03-6265-0137 Fax: 03-6265-0307

<https://www.npomoyai.or.jp/> [info@npomoyai.or.jp](mailto:info@npomoyai.or.jp)

## 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催にともなう野宿者や 安定した住まいをもたない生活困窮者への対応について

私たちは、国内の貧困問題に取り組むNPOとして、生活困窮された方や社会保障制度を必要とされている方への相談・支援をおこなっています。

現在、都内には野宿者が1126人（ホームレスの実態に関する全国調査2019年1月時点）、住まいがなくネットカフェ等で寝泊まりする人は1日あたり約4000人（2018年東京都「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」）と言われています。また、両調査に捕捉されていない野宿者や簡易宿泊所に寝泊まりしている人など「ホームレス状態」の人はこの数字以上に存在するとも言われています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック（以下、オリンピック）の開催期間は17日間ですが、その前後もふくめ、東京には多くの人が国内外から訪れ、滞在するほか、さまざまな交通規制等も予測されます。また、テロ対策や安全上の観点から、道路や駅、公園等の公共空間においても平常時にはないさまざまな制限が課せられる可能性があります。とくに野宿の人が荷物等の移動・撤去や、寝場所の移動や変更を求められる可能性があります。さらに、住まいがなくネットカフェや安い宿泊場所で寝泊まりしている人のなかには、オリンピック観戦に訪れる国内外の旅行客等による宿泊先の需要の拡大に伴って宿泊代が高騰して寝泊まりできなくなったり、混雑によって寝場所を失ってしまうことも想定されます。

野宿をされたり、安定した住まいをもたない人たちの多くは、路上やネットカフェ等にて起居しているのみならず、そこから仕事に出向いたり、公的／民間のさまざまな支援を利用するなどしているほか、各々の場所でコミュニティを築いていることもあります。したがって、そうした場所を失うことは、野宿者や安定した住まいをもたない生活困窮者の生活のさまざまな側面に多大な影響をもたらすことになることが危惧されます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が作成する「持続可能性に配慮した運営方針」によれば、人権分野の取り組みとして「大会の準備・運営のあらゆる分野において、ダイバシティ&インクルージョンを可能な限り最大限確保する」とあります。オリンピックの開催によって不利益を被る人が存在することは、オリンピック憲章やオリンピズムの主旨からも外れるものであると考えます。

野宿の人やネットカフェなどで寝泊まりする人など、住まいをもたない生活困窮者の視点に立って、ダイバシティ&インクルージョンを確保するためにも、以下の点について適切な対応をしていただきたく、要望いたします。

1. オリンピック期間中に野宿の人のテントや小屋、荷物などがテロ対策などの安全上の理由などで道路や公園等から撤去を求められる可能性がある。安全上の理由や競技の開催等の理由で移動が必要であったとしても、当事者や持ち主と協議し、安全に保管・移動することはもとより、必要に応じて一時的な代替地を確保するなどの対応をとること
2. 野宿の人の寝場所の移動を求める場合は、当事者と協議の上、代替の場所を用意するなど適切な対応をとることはもとより、オリンピック期間終了後には本人が希望すれば元の場所に戻るができるように対応すること
3. オリンピック期間前に野宿の人やネットカフェなどで寝泊まりする人がアパート入居等を希望する場合はもちろん、オリンピック期間中においても、希望する人がすぐさまアパート等に入居できるように支援をおこなうこと
4. ネットカフェで寝泊まりする人など、安い宿や24時間営業の店舗等に寝泊まりしている、朝まで時間を過ごしている人が、オリンピック開催に伴う旅行者や観戦に訪れる人などの宿泊先の需要の拡大による値段の高騰や、混雑により、寝泊まりできる場所を確保できなくなる可能性がある。オリンピック期間前もしくは期間中に希望する人がすぐさまアパート等に入居できるように支援することはもとより、オリンピック期間中に住まいのない生活困窮者が安価もしくは無料で寝泊まりできる公的な宿泊場所の確保をすること

以上